

柳町小学校放課後全児童向け事業 「アクティ柳町」申込について

1年生の保護者の皆様、お子さまのご入学、おめでとうございます。

アクティ柳町は、学校がある日の放課後や夏休み・冬休み期間中等、柳町小学校の図書室・校庭などを利用し、子どもたちへ楽しく安全な居場所を提供しています。尚、基本的に区の補助金で運営しており、利用料は無料（年間保険料 800 円のみ自己負担）となっておりますので、利用のしおり等をご確認の上、是非ご利用いただければと思います。申込みにあたっては、下記にご提出いただくもの>をご確認ください。

※申請書及び保険料は、保護者の方がアクティ柳町職員へご提出ください。担任の先生には提出しないようお願いします。申請受付日以外でも随時申込は可能ですが、保険加入手続きのためご参加までに1週間ほどかかる場合がありますのでご了承ください。

※ご兄弟姉妹で参加登録の場合は、1人分ずつご提出ください。

<ご提出いただくもの>

①文京区放課後全児童向け事業参加登録申請書

ご記入・ご捺印の上、ご提出をお願いします。

②保険料（年間掛金 1人あたり 800円）

「アクティ柳町」に参加登録される方は、
スポーツ保険への加入が必要です。

お渡ししている集金袋に保険料

（年間掛金 1人あたり 800円）を

おつりのないように入れ、封をしてください。

文京区放課後全児童向け事業
『アクティ柳町』

スポーツ保険料 集金袋

「アクティ柳町」に参加登録される方は、
スポーツ保険への加入が必要です。
この集金袋に、参加申込書と保険料（年間掛金1人あたり800円）をおつりのないように入れ、おつりなどを入れてご提出ください。※ごきょうだいで参加登録の場合は、1人分ずつご提出ください。

年	組	児童氏名

お忘れなく記入してください。

アクティ柳町職員までご提出ください。

申請書受付

日時: 令和2年6月 22日(月) 1年1組
8:30~9:00 23日(火) 1年2組
24日(水) 1年3組

場所: 玄関(主事室横の小学生新聞前)

※保護者の方がご持参ください。

※上記期間以外は、アクティ開室日(図書室)に直接提出してください。

※後日、「利用証」を担任の先生経由でお渡しします。

保護者の皆様

柳町小学校放課後全児童向け事業運営委員会
会長 石澤 正

文京区立柳町小学校 放課後全児童向け事業

アクティ柳町とは・・・

「放課後全児童向け事業」とは、放課後等に、柳町小学校内の図書室・校庭等を利用し、遊び体験・学び活動等を行い、友だちと一緒に安全に過ごせる場所をつくる事業です。

実施日・利用時間

- 事業開始日 2～6年生 令和2年6月22日（月）から
1年生 令和2年7月1日（水）から
- 学校のある月曜日～金曜日
<放課後～18:00まで>
（教室から直接参加します。一度帰宅してからの参加はできません。）
- 長期休業期間中の月曜日～金曜日
<9:00～18:00まで>
※土曜日・日曜日及び祝日の学校休業日はお休みとなります。
※学校行事、会議等により実施場所が確保できず、実施しない日があります。
※実施日は、毎月20日前後に配布するおたよりでお知らせします。



活動内容

- 図書室、校庭、体育館を中心に活動します。（受付は図書室で行います。）
- 遊びや体験の提案を行います。参加は強制ではなく任意です。
（毎月のおたよりでイベントスケジュールをお知らせします。）
- 児童の放課後の生活場所である育成室（学童保育事業）とは異なり、児童の保育は行いません。



利用料

- 利用料は無料です。
※参加登録時に、「スポーツ安全保険」（各年度ごとに掛け金800円）への加入が必要です。
また、一部イベント等で、参加にあたって材料費などの実費を徴収したり、材料を持参して頂く場合があります。その際にはおたより等で前もってお知らせをし、参加希望を確認いたします。
- スポーツ安全保険について
アクティ柳町での活動中の事故は、学校で加入している保険の適用ができません。
その為、別途「(財)スポーツ安全協会」の「スポーツ安全保険」への加入が必要となります。
万が一の事故の場合には、以下のような補償があります。

- ・入院、通院を1日目から補償します（通院1日1500円、入院1日4000円）

＜対象となる事故＞

- ・アクティ柳町での活動中の事故（学校から自宅までの帰宅時を含む）
- ・夏休みや冬休みなどにアクティ柳町に参加するための登校中の事故や、アクティ柳町に参加後の下校中の事故

※ 通学経路以外での事故は、適用ができません。



申し込み方法

参加登録にあたっては、「文京区放課後全児童向け事業参加登録申請書」に必要事項を記入の上、「スポーツ安全保険」の掛け金800円とともに、アクティ柳町の開催時間中に職員にご提出ください。（※詳しくは「アクティ柳町申込について」をご覧ください。）

登録申請書受領後、保険加入手続きを行う為、ご利用までに一週間ほどかかる場合がございます。

利用方法

●「アクティ柳町 利用証」

登録者に配布する「アクティ柳町 利用証」を利用したい日に、必ず保護者が利用日と退出時間（30分区分切りでお願いします）、保護者の捺印（サインでも結構です）をボールペン等の消えにくいものでご記入の上、お子さんに持たせてください。お子さんが、利用当日に受付に「アクティ柳町 利用証」を提出することで、利用できます。

（利用証を忘れた場合や保護者の印・サインが無い場合は、原則利用できませんのでご注意ください。）

アクティ柳町だより

毎月20日頃に学校からお子さま経由で配布するアクティ柳町だよりにて、開室日や各種イベントの情報等をご連絡させていただきます。尚、柳町小学校PTAホームページにておたよりがご覧いただけますので、開催日の確認などにご利用ください。

柳町小学校PTAホームページ

[URL : <https://www.yanagicho-pta.com>]

※ 右のQRコードからもアクセス可能です。

【問い合わせ先】

文京区立柳町小学校PTA（電子メール：honbu@yanagicho-pta.com）

【QRコード】



図書室では、読書、ぬりえ、人生ゲームやUNO、将棋、トランプ、オセロ、LaQなどを、校庭では、ドッジボールや鬼ごっこ、バドミントン、一輪車などを育成室の友だちも一緒に遊んでいます。また、季節にちなんだ工作やイベントなども行ってまいりますので、ぜひ遊びにきてください。お待ちしております！

気になる点やご質問などございましたら、お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先 文京区立柳町小学校 放課後全児童向け事業 アクティ柳町

TEL：080-2301-6267

（実施日10：00～18：30、但し長期休業期間は9：00～18：30）

令和２年度「アクティ柳町」

利用のしおり

「放課後全児童向け事業」とは、放課後等に、柳町小学校内の図書室・校庭等を利用し、遊び体験・学び活動等を行い、友だちと一緒に安全に過ごせる場所をつくる事業です。

実施概要

1. 実施日

開催日は小学校のある月曜日～金曜日と長期休業期間中の月曜日～金曜日です。

土曜日・日曜日及び祝日の学校休業日はお休みとなります。

また、学校行事、会議等により、実施場所が確保できず、実施しない日があります。

（具体的な実施日は、毎月配布するおたよりでお知らせいたします。）

2. 事業開始日（令和２年度）

２年生～６年生 令和２年６月２２日（月）

１年生 令和２年７月１日（水）

3. 利用時間

平日 : 放課後～１８：００まで

長期休業期間中：９：００～１８：００まで

※学校のプールがある日等については、午後から実施する場合があります。詳細は、６月頃に配布するおたよりでご案内いたします。

4. 受付時間

放課後（長期休業期間中は９時）から受付を開始いたします。

（平日は教室から直接参加します。一度帰宅してからの参加はできません。）

5. 対象児童

柳町小学校に通う１～６年生の児童。

6. 活動場所

図書室、校庭、体育館を中心に活動します。（受付は図書室で行います。）

7. 活動内容

遊びや体験の提案を行います。参加は強制ではなく任意です。

以下は一例です。（毎月のおたよりでイベントスケジュールをお知らせいたします。）

（１）遊びプログラム

屋内・・・折り紙、自由工作、お絵かき、オセロ、トランプなど。

屋外・・・ドッジボール、ドッジビー、なわとび、鬼ごっこ、など。

（２）学びプログラム

宿題、自主学習、読書、算数ゲームなど。

（３）体験プログラム

工作、手芸、鑑賞会など。

(4) その他の活動

地域交流活動、季節行事、など。

8. 利用料

利用料は無料です。

参加登録時に、「スポーツ安全保険」（単年度ごとに掛け金 800 円）への加入が必要です。

また、一部イベントで、参加にあたって材料費などの実費の徴収や材料を持参して頂く場合があります。

その際には、おたより等で前もってお知らせをし、参加希望を確認いたします。

9. 申し込み方法

参加登録にあたっては、「文京区放課後全児童向け事業参加登録申請書」に必要事項を記入の上、「スポーツ安全保険」の掛け金 800 円とともに、アクティ柳町の開催時間中にスタッフにご提出ください。事業開始日以降も、随時申し込み可能です。

登録申請書受領後、保険加入手続きを行う為、登録申請書ご提出から一週間ほどは利用できないことがあります。

保険加入手続き完了後、利用証をお渡しいたします。

10. 利用方法

利用したい日に、登録者にお配りする「アクティ柳町 利用証」に、保護者の方が必ず利用日と退出時間（30 分区切りでお願いします）、保護者の捺印（サインでも結構です）をボールペン等の消えにくいものでご記入の上、お子さんに持たせてください。お子さんが、利用当日に受付に「アクティ柳町 利用証」を提出することで、利用できます。（利用証を忘れた場合や、保護者の方の印・サインが無い場合は、原則利用できませんのでご注意ください。）

<「アクティ柳町 利用証」の記入例>

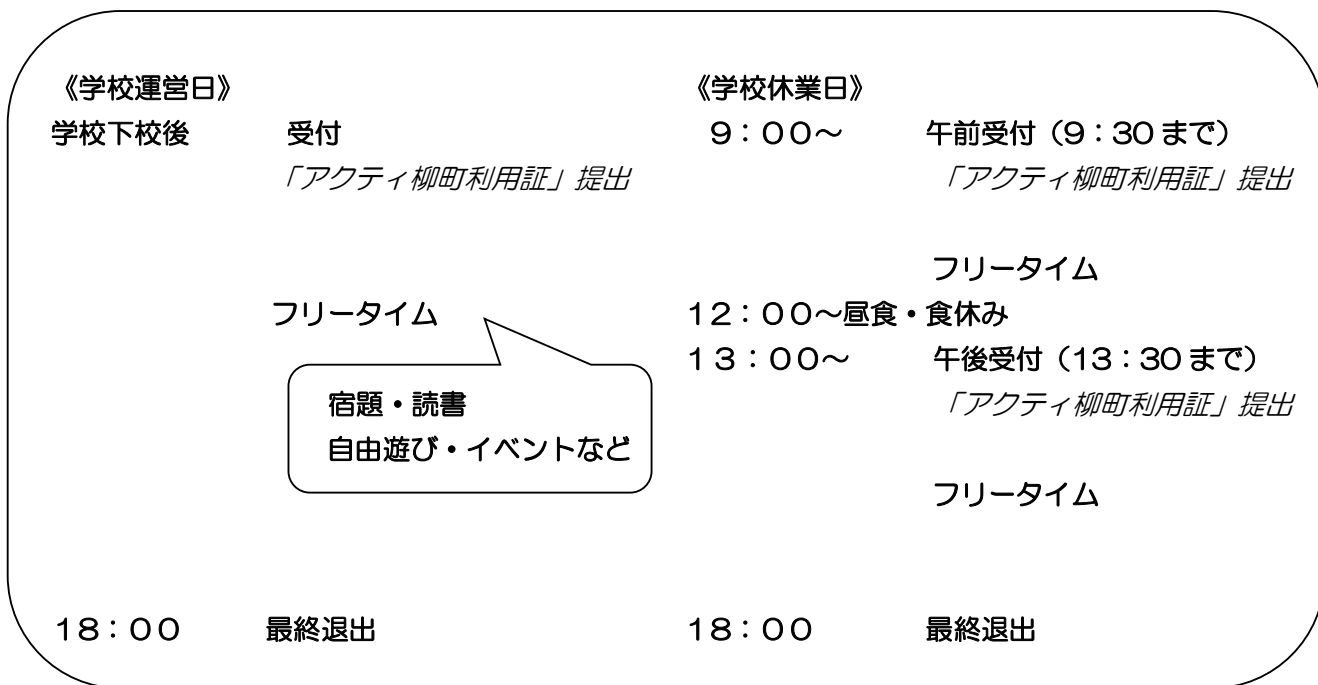
月日	帰宅時間	保護者印	連絡事項	捺印	月日	帰宅時間	保護者印	連絡事項	捺印
5/8	5:00		*スタッフに伝えたいことが、あればご記入ください。		/	:			
/	:				/	:			
/	:								
/	:				/	:			
/	:				/	:			
/	:				/	:			

退出時間を、30 分区切りで記入して下さい。
例) 4:00、4:30、5:00

※参加日には、必ず利用証を持たせてください。

- 受付時に利用証が無い場合、参加ができない場合があります。
- 記入もれ等がある場合、確認のため保護者の方に連絡いたします。
- 利用証は保護者の方がご記入ください。子どもの字で記入されている場合や記入者が不確かな場合、記入漏れ・印鑑漏れの場合は、確認のため保護者の方に連絡いたします。
- シッターさん等、保護者の方以外のお迎えの場合にはその旨をご記入ください。身分証等を確認させていただきますお引き渡しとなります。

11. 利用の流れ、利用経路



12. 安全管理について

- (1) 利用中の小さなケガは、職員が応急手当をした上で、保護者の方にお知らせいたします。
お子さん同士のトラブルによるケガ等についても応急手当はいたしますが、
トラブルの内容につきましては、保護者の方の責任にてご対応願います。
- (2) お子さんの体調不良やケガなどで、お迎えが必要な場合は、保護者の方へ連絡いたします。
- (3) 緊急を要する場合には、保護者の方へ連絡後、職員が付き添って受診することもあります。また保護者の方と連絡がつかなかった場合についても、職員が急を要すると判断した際には病院へつれて行く場合がありますので、予めご了承ください。
※緊急時の連絡の為、登録しているご連絡先に変更があった場合には、速やかに職員までご連絡ください。
(登録情報の変更届けが必要となります。)

スポーツ安全保険について

アクティ柳町を利用している活動中の事故は、学校で加入している保険の適用ができません。
その為、別途「(財)スポーツ安全協会」の「スポーツ安全保険」への加入が必要となります。
万が一の事故の場合には、以下のような補償があります。

- ・入院、通院を1日目から補償します（通院1日1500円、入院1日4000円）

<対象となる事故>

- ・アクティ柳町を利用している活動中の事故
- ・アクティ柳町を利用する前後の自宅との往復経路移動中の事故
※通学経路以外での事故は、適用ができません。

<ケガをした際の「傷害保険」の請求の方法>

- ① 事故から30日以内に保険会社に通知はがきをアクティ柳町事務局から送付します。
(通知はがきを発行するにあたって、通院先等をお伺いする事があります。)
- ② 通知はがきを送付後、ケガをした方に詳細を記した書類が送られてきます。
- ③ 「保険金支払先」以外の記入欄にご記入いただいた後、事務局に書類をご提出ください。

13. 災害時の対応について

① 風水害について

台風接近・通過等に伴う気象警報発表時の対応につきまして、文京区教育委員会で現在検討中です。決まり次第別途お知らせいたします。

② 地震について

- 1.大地震の起こる恐れが非常に高い際に発令される宣言等が出た場合には、学校や放課後事業は休校となりますので、**保護者の方へお迎えをお願いします。**引渡し場所は、原則受付です。
- 2.放課後事業の開催中に、大きな地震が起きた場合は、学校が「一時集合場所」及び「避難場所」となりますので、受付で引渡しを行います。状況によっては、広域避難場所に移動する場合があります。

<児童の引渡し基準>

- ・震度 5 弱以上の地震の場合：
児童のみでの帰宅は危険と判断し、保護者の方のお迎えを待ちます。
- ・震度 4 の地震の場合：
状況を判断し、通常の閉所時間までに再度大きな揺れが発生せず、交通手段が確保されている場合は、通常通りの帰宅方法で帰宅します。帰宅が難しい場合は、閉所時間まで職員と待機しますので、お迎えをお願いします。
- ・震度 3 以下の地震の場合： 通常通りの帰宅とします。

14. 避難訓練

月に 1 回、活動時間内に避難訓練を実施します。

15. 学級閉鎖時の対応

インフルエンザ等が流行した際の対応については以下のとおりです。集団で活動する場であるため、ご理解ご協力をお願いいたします。

学校閉鎖・・・事業は休止します。

学年閉鎖・・・当該学年のお子さんは利用できません。（発症していないお子さんも利用できません）

学級閉鎖・・・当該学級のお子さんは利用できません。（発症していないお子さんも利用できません）

16. 事業の運営について

本事業は、P T A 関係者、地域関係者、学校関係者等で構成される「柳町小学校放課後全児童向け事業運営委員会」により選定を受けた株式会社日本保育サービスが文京区より事業を受託し、運営いたします。

運営事業者（運営委員会事務局）

株式会社日本保育サービス（東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 5F）

17. 個人情報の取り扱いについて

お預かりする個人情報は、目的以外には利用せず、情報は厳重に管理いたします。

18. 活動中の様子のご報告や写真について

- ・活動中に撮影したお子さんの写真などにつきましては、アクティ柳町の掲示物や活動報告のおたより、PTAのHPへの掲載など限られた目的にのみ使用します。
- ・写真、映像等を撮影される際は、他のお子さんや保護者の方のプライバシー等に配慮されるようお願いいたします。
- ・ご自身及びご自身のお子さん以外の方が写りこんだ画像・映像については、特に慎重なお取扱いをお願いいたします。
- ・仮に、トラブルが発生した場合、当施設及び当社グループ会社は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

19. お問い合わせ先について

ご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

事業制度に関する問い合わせ先：

文京区教育委員会 児童青少年課 TEL：03-5803-1822

運営中のお問い合わせ先：

アクティ柳町 TEL：080-2301-6267

20. 利用時のお約束

- ・自転車(キックボードなども含む)で登校することはできません。
- ・お金、ゲーム、お菓子など学校へもってきてはいけないものは持参できません。
- ・下校時の寄り道など、通学路を外れた場合は保険の対象外となりますので、ご了承ください。
- ・持ち物には必ず記名をお願いいたします。記名がない落とし物に関しましては、学校の落とし物BOXにいらさせていただきます。
- ・お子さんの体調不良や利用証の不備などで、こちらから連絡する場合がありますので、アクティ柳町の連絡先(080-2301-6267)のご登録をお願いいたします。

文京区放課後全児童向け事業参加登録申請書（新規・継続）

◎参加児童

ふりがな		性別	生年月日	平成	年	月	日
氏名				学年 (前年度中に申請する場合、新学年)	年		
学校名	小学校						
住所	育成室名		育成室				
	※利用年度中に在籍する育成室名						

◎保護者（緊急連絡先）

ふりがな		続柄	
氏名			
住所			
電話番号①	(自宅・勤務先・携帯)		
電話番号②	(自宅・勤務先・携帯)		

◎その他の連絡先

ふりがな		続柄	
氏名			
電話番号	(自宅・勤務先・携帯)		
ふりがな		続柄	
氏名			
電話番号	(自宅・勤務先・携帯)		

◎かかりつけ医（緊急時の連絡を希望する場合のみ）

医療機関名			
所在地		電話番号	

◎その他

特記事項 (健康上の留意点など)			
備考	平熱：		

文京区長 殿

本事業の趣旨を十分に理解の上、上記のとおり（令和2）年度（柳町）小学校放課後全児童向け事業に参加登録を届け出ます。

年 月 日

保護者氏名

印

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になります。

誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。

加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体・グループの構成員を被保険者（補償の対象となる方）とし、（公財）スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、損害保険会社8社（裏面参照）との間に以下の保険を一括契約しています。

傷害保険 急激で偶発的な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

（注）ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除きます。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

△ 学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外
学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間（一般団体の加入区分）

短期スポーツ教室の加入区分でご加入の場合は、教室の開始日、掛金の支払完了日の翌日または令和2年4月1日のうち最も遅い日の午前0時から有効となり、終期は教室の終了日または令和3年3月31日のいずれか早い日の午後12時までとなります。

加入手続日^(注)が令和2年3月31日以前の場合
令和2年4月1日午前0時から

加入手続日^(注)が令和2年4月1日以降の場合
加入手続日の翌日午前0時から

令和3年3月31日午後12時まで

（注）加入手続日とは

加入依頼書でのお手続きで、指定銀行窓口でお手続きいただいた場合には振込日を、郵便局（ゆうちょ銀行）で振込むなど加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日をいいます。インターネット加入の場合は掛金の支払日をいいます。

※インターネット加入による中途加入手続きで、翌月一括手続方式の要件を満たす場合、団体への入会日の翌日午前0時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

一般団体の加入区分（団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。）

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	▶ スポーツ活動 ▶ 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	▶ 上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動など）の補償額	AW	1,450円	2,100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同額	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	
大人 (高校生以上)	▶ スポーツ活動 (指導・審判を含む。) ※A2区分で対象となる活動も補償	C 64歳 ^{注1} 以下	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	▶ 文化・ボランティア・地域活動 ▶ 準備・片付け・応援・団体員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	B 65歳 ^{注1} 以上	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	▶ 危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	△ 自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象となりません。	
		D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

注1 「令和2年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

短期スポーツ教室の加入区分 ◆WEB限定

（教室ごとに4名以上でご加入ください。）

※インターネットをご利用になれない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

全年齢	▶ 開催期間3か月以内のスポーツ教室 (文化活動の教室で開催期間中にスポーツ活動を行う教室を含む。) ※危険度の高いスポーツ活動を除く。	短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
-----	----------------------------------------------------------------------------	------------------	------	---------	---------	--------	--------	-------------------------------------------	-------

年間掛金には、制度運営費（10円）が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除く。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外來の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）、航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）、船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、津波などの天災、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害には支払われます。） (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW区分については一部対象となります。） (11) 補償期間外に発生した事故
	など
	突然死葬祭費用保険
	(1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用
	など

5 事故のときは


事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合は、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険 ケガをされたとき	速やかに事故通知ハガキを利用し、東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 インターネット加入の場合は、スマホねっとから事故通知ができます。 ①団体名 ②団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ③負傷者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無 (注1) 事故通知後、被保険者(負傷者)へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。 (注2) 入院保険金請求額が10万円以下の場合は、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。
賠償責任保険 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき	速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊(注1)の程度など (注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるように現場写真や修理見積書をとっておください。 (注2) 示談交渉は被保険者(加害者)に行っていただきます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。
突然死葬祭費用保険 突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき	速やかに事故通知ハガキを利用し、東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 インターネット加入の場合は、スマホねっとから事故通知ができます。 ①団体名 ②団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ③被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因(病名)

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先(東京海上日動) ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会各支部までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027 011-271-7432/FAX011-271-1328 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 三重 愛知	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057 052-201-9654/FAX052-201-9649 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037 022-225-6326/FAX022-225-7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 滋賀 京都	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067 06-6203-0677/FAX06-6203-0646 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047 03-6632-0479/FAX03-6402-3561 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 徳島 香川 岡山 広島 山口	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085 082-511-9483/FAX082-511-9273 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059 054-254-4235/FAX054-254-4237 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 大分 宮崎 長崎 熊本	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095 092-281-8375/FAX092-281-8199 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

 スポーツ安全協会 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 Tel. 03-5510-0022 ホームページアドレス https://www.sportsanzen.org	<引受幹事保険会社> 東京海上日動火災保険(株) 担当課:公務第2部文教公務室 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階 Tel. 03-3515-4346 (平日9:00~17:00)	(共同引受保険会社(令和2年4月予定)) あいおい火災 共栄火災 損保ジャパン 日本興産 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

当補償制度は、スポーツ安全協会の規約に基づき傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険およびスポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。

アクティ柳町と柳町第二育成室、柳町第三育成室との連携について

アクティ柳町と柳町第二育成室、柳町第三育成室との連携についてお知らせいたします。

上記育成室をご利用される場合は、スポーツ安全保険の申込等について、以下をご確認のうえ、アクティ柳町に関する手続きを行っていただきますようお願いいたします。

柳町第二育成室、柳町第三育成室とアクティ柳町の連携について

(1) 上記育成室在籍児童は、育成室に登室後、職員引率のもと、アクティ柳町に遊びに行くことができます。(当面は校庭等でアクティに参加している児童と一緒に遊ぶことが内容となります。)

その場合、アクティ柳町活動中の事故等についても、育成室で加入している保険(アクティ柳町と同様のスポーツ安全保険となります。)を適用いたしますので、アクティ柳町の保険申込は不要です。

(2) (1) の場合、アクティ柳町の登録申請も不要となります。

(3) (1)、(2) の場合のみであればアクティ柳町の登録申請及び保険申込は不要ですが、育成室をお休みして、アクティ柳町を利用する場合は、事前にアクティ柳町の登録及び保険申込を行う必要があります。

	アクティ柳町 登録申請	アクティ柳町 保険申込	保険適用
柳町第二育成室、柳町第三育成室登室後、アクティ柳町を利用する場合	<u>不要</u>	<u>不要</u>	柳町第二育成室(柳町第三育成室)の保険を適用
柳町第二育成室、柳町第三育成室を欠席して、その日はアクティ柳町のみを利用する場合	必要	必要	アクティ柳町の保険を適用

※なお、柳町育成室につきましては、上記の連携は行いません。